

00232

毎週火、金曜日発行(但休日、土曜日は休むるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇条例 鳥取県産業教育審議会条例の一部改正
- 鳥取県社会教育委員に関する条例の一部改正
- 風俗営業等取締法施行条例の一部改正
- 鳥取県港湾施設管理条例
- 学校教育施設図案調製及び工事監督手数料条例等の廃止
- 鳥取県職員定数条例の一部改正
- 鳥取県警察職員定員条例の一部改正
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
- 鳥取県職業訓練所設置条例の一部改正
- 鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一部改正
- 鳥取県満検定所手数料条例の一部改正
- 鳥取県土木工事設計監督委託条例の一部改正
- 鳥取県管住宅管理条例の一部改正
- 県立学校授業料徴収条例の一部改正
- 鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部改正

- ◇規則 鳥取県軍歴証明手数料条例
- 鳥取県職業訓練審議会設置条例
- 鳥取県農業改良資金債務保証積立金の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県生乳取引調停審議会設置条例
- 鳥取県水産製品検査条例
- 鳥取県耕地整理会計規程等の廃止

## 条例

鳥取県産業教育審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第三号

鳥取県産業教育審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県産業教育審議会条例(昭和二十六年九月鳥取県)

条例第五十一号)の一部を次のように改正する。  
第三条を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四号

鳥取県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県社会教育委員に関する条例(昭和二十四年十月鳥取県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 社会教育法第十五条の規定に基づき、鳥取県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。  
第五条を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五号

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号を次のように改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による徴収猶予、滞納処分執行の猶予又は滞納処分の執行の停止を受けていること。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十五年一月

一日から適用する。

鳥取県港湾施設管理条例をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

鳥取県港湾施設管理条例

(目的)

第一条 この条例は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。)の規定に基づき、港湾施設の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において「港湾施設」とは、法第二条第五項に規定する港湾施設のうち果が設置した次に掲げる施設をいう。

- 一 物揚場
- 二 野積場

三 港湾施設用地

2 この条例において「使用者」とは、第三条第一項の許可を受けて港湾施設を使用する者をいう。

(使用の許可)

第三条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。その使用の場所に工作物その他の設備を設置し、又はこれらを変更しようとするときもまた同様とする。

2 知事は、前項の場合において、公益上必要があるときは、条件をつけることができる。

(使用期間)

第四条 港湾施設の使用期間は、一年以内とする。ただし、期間の更新を妨げない。

(使用開始)

第五条 使用者は、使用料を納付した後でなければ、その使用を開始してはならない。

(使用料)

第六条 使用料の額は、別表のとおりとする。

2 知事は、特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

第七条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、知事は、その全部又は一部を還付することができる。

- 一 第十二条の規定により許可の取消し、使用の制限又は必要な措置を命じたとき。
- 二 天災その他不可抗力により港湾施設の使用ができなくなつたとき。

(目的外使用又は原状変更の禁止)

第八条 使用者は、許可を受けた港湾施設を使用目的以外の用途に供し、又は原状を変更してはならない。

(譲渡又は転貸等の禁止)

第九条 使用者は、港湾施設を使用する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又はその施設を転貸してはならない。

(港湾施設の滅失き損)

第十条 使用者は、その責に帰すべき事由により港湾施設を滅失し、又はき損したときは、知事の指示によつて原状に回復し、又はこれによつて生じた損害を賠償しなければならない。

設を滅失し、又はき損したときは、知事の指示によつて原状に回復し、又はこれによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(許可の取消し等)

第十一条 知事は、次の各号の一に該当するときは、港湾施設の使用の許可を取消し、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。

- 一 第三条第一項後段、第五条又は第八条から第十条までの規定に違反したとき。
- 二 第三条第二項の規定による許可条件に違反したとき。

三、偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れたとき。

2 前項の規定による処分により生じた損失は、当該処分を受けた者の負担とする。

(公益上の必要による許可の取消し等)

第十二条 知事は、港湾修築事業その他の港湾の工事の施行又は港湾の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、

めるときは、使用者に対し前条に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(原状回復の義務)

第十三条 使用者は、港湾施設の使用を終了したとき又は前二条の規定により使用の許可を取り消されたときは、自己の負担においてその港湾施設を原状に回復しなければならぬ。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により原状に回復したときは、知事の検査を受けなければならない。

(罰則)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、二千円以下の過料に処する。

- 一 第三条第一項の許可を受けないうで、港湾施設を使用した者又は同項の設備を設置し、若しくは変更し

た者

二 第三条第二項の規定による許可条件に違反して使用した者

三 第八条又は第九条の規定に違反した者

第十五条 偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 港湾埋立地使用料条例(昭和十四年六月鳥取県条例第十一号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 この条例施行の際現に旧条例第一条に規定する許可又は承認を受けている者のうち、物揚場を使用しているものについては、当該許可又は承認にかかる期間に限り、その他の港湾施設を使用しているものについては、この条例施行の日から起算して一年間に限り、この条例第三条第一項に規定する許可を受けたものとみなす。

4 前項の規定により許可を受けたものとみなされた者がすでに納付し、又は納付すべき使用料の額については、なお、従前の例による。

別表  
使用料料金表

使用施設区分	料金算定の基準	料金
物揚場	十平方メートル当り一日につき	一円二十銭
野積場	十平方メートル当り一日につき	一円二十銭
港湾施設用地	一平方メートル当り一月につき	五円

(備考)

一 料金算定の基準について、十平方メートル未満、一平方メートル未満、一日未満、一月未満の端数を生じたときは、それぞれ十平方メートル、一平方メートル、一日、一月として計算する。

二 一件の使用料の額が五十円未満となるときは、五十円とする。

学校建築設計図案調製及工事監督手数料条例等を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第七号

学校建築設計図案調製及工事監督手数料条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

学校建築設計図案調製及工事監督手数料条例(昭和十年五月鳥取県条例第六号)

臨時鳥取県税不動産取得税措置ニ関スル条例(昭和十九年二月鳥取県条例第一号)

境港港湾施設使用料条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十三号)

保健婦養成講習受講料徴収条例(昭和二十四年七月鳥)

取県条例第四十六号

境港湾取締条例(昭和二十四年十月鳥取県条例第六十六号)

鳥取県建築代理業条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号)

国民健康保険法第四十七条の六の規定による審査委員会の審査手数料条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第五十六号)

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理審議会設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第五号)

鳥取県社会福祉審議会設置条例(昭和二十八年四月鳥取県条例第二十五号)

鳥取県同和对策審議会設置条例(昭和二十八年四月鳥取県条例第二十六号)

鳥取県飼料取締条例(昭和二十九年四月鳥取県条例第二十五号)

警察職員の調整手当の支給に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第三十八号)

警察職員の臨時待命に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十六号)

警察官の宿舍手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十八号)

鳥取県国民健康保険普及促進協議会設置条例(昭和三十三年三月鳥取県条例第五号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第八号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「二、三九六人」を「二、四六二人

「に、同条同号ロ中「一五五人」を「一六七人」に、同条第五号中「一九六人」を「一九四人」に、同条第九号中「九二人」を「九六人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七第一項の規定により他の普通地方公共団体から派遣をうけた職員については、前項の規定にかかわらず、前項に定める定数の外に置くことができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第九号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する

条例

鳥取県警察職員定員条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「六六〇人」を「六七〇人」に、「四〇人」を「四二人」に、「一八二人」を「二二一人」に、「四一六人」を「三九五五人」に、「一五六人」を「一五八人」に、「八一六人」を「八二八人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一

月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「土地区画整理従事職員」を「社会福祉業務従事職員」に改め、同条に次の一号を加える。

十七 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当

第七条及び第八条を次のように改める。

(社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当)

第七条 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当は、福祉事務所に勤務する社会福祉主事及び身体障害者福祉司が生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)並びに身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に定める援護、育成又は更生を要する者の家庭を訪問し、生活指導に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、家庭を訪問し、生活指導に従事した日一日につき四十八円とする。

第八条 削除

第十二条第二項中「四千円」を「五千円」に、「二千

五百円」を「三千円」に改める。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

(麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十一条 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当は、麻薬取締員が麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十四条第五項に規定する職務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職務に従事した日一日につき当該職員の受ける給料月額額の二十五分の二に百分の十二を乗じた額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職業訓練所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十一号  
鳥取県職業訓練所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県職業訓練所設置条例(昭和三十三年六月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。  
第一条第二項中「鳥取県鳥取職業訓練所 鳥取市」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「調整加工」を「調製加工」に改める。

別表の(機械設備使用料)中「乾燥器」	三〇円	を「乾燥器 艶出機」	一五〇円	に、
「自動鉋機」	八〇円	を「自動かんな機」	一八〇円	に、
「手押鉋機」	五〇円	を「手押かんな機」	一六〇円	に改め、
「柄取機」	一六〇円	を「超仕上げ機」	一六〇円	に改め、
「超仕上げ機」	一六〇円	を「昇降盤」	二五〇円	に改め、
「(手数料)中「酒類の分析」	五〇円	を「酒類の分析 しょう油の分析 食酢の分析」	二〇〇円	に、

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和三十五年四月一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十二号

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

「綿糸布」	五キログラムにつき	一八〇〇円	を	「綿糸布」	一キログラムにつき	二〇〇〇円
「絹糸布」	八〇〇〇円	を	「絹糸布」	一キログラムにつき	一六〇〇円	
「混紡糸布」	九〇〇〇円	を	「混紡糸布」	一キログラムにつき	一六〇〇円	
「羊毛糸布」	八〇〇〇円	を	「羊毛糸布」	一キログラムにつき	一六〇〇円	
「硫化染料」	淡色	五〇〇グラムについて	「硫化染料」	淡色	一キログラムについて	三〇〇〇円
	中色	五〇〇グラムについて		中色	一キログラムについて	三〇〇〇円
	濃色	五〇〇グラムについて		濃色	一キログラムについて	三〇〇〇円

酸性、塩基性直撈各染料

「媒染染料」	淡色	二九〇〇円	を	「媒染染料」	淡色	一四八〇円
	中色	二九〇〇円	を		中色	一四八〇円
	濃色	二九〇〇円	を		濃色	一四八〇円

「建築染料」	淡色	一〇〇〇円	を	「建築染料」	淡色	二〇〇〇円
「パットスレイ」	淡色	一〇〇〇円	を	「パットスレイ」	淡色	二〇〇〇円
「シダンスレ」	淡色	一〇〇〇円	を	「シダンスレ」	淡色	二〇〇〇円
「特殊染色」	中色	一〇〇〇円	を	「特殊染色」	中色	一〇〇〇円
「ナフトール」	濃色	一〇〇〇円	を	「ナフトール」	濃色	一〇〇〇円

「製綿加工料」	一キログラムにつき	三五円	を	「製綿加工料」	一キログラムにつき	三五円
「綿綿加工料」	一キログラムにつき	三五円	を	「綿綿加工料」	一キログラムにつき	三五円
「図案の調整」	八ツ切以上内	二〇〇〇円	を	「図案の調整」	八ツ切以上内	二〇〇〇円
「平面図案調整」	八ツ切以上内	二〇〇〇円	を	「平面図案調整」	八ツ切以上内	二〇〇〇円

雑貨工芸意匠調製 特殊なもの 八ツ切以内のもの 五〇〇〇円

家具設計調整 特殊の構造設計のもの 一〇〇〇円

家具原寸図調整 セット及び特殊なもの 一〇〇〇円

復元図調製 部分的 一〇〇〇円

室内装飾展示 特殊な模写を含むもの 一〇〇〇円

印刷図案調製 小型 一〇〇〇円

「ルーター」 一時間につき 二五〇円

相互矧 一箇所につき 一〇〇円

「ルーター」を「ルーター」に改める。 一時間につき 二五〇円

平面図案調製 五〇〇〇円

簡易な平面図案 二〇〇〇円

複雑な平面図案 五〇〇〇円

立体図案調製 二〇〇〇円

工芸雑貨の設計 二〇〇〇円

特殊な構造を有する工芸品設計 五〇〇〇円

小型家具の設計 二〇〇〇円

一般家具の設計 五〇〇〇円

特殊な構造、研究を要する家具設計 二〇〇〇円

附則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例施行の際現に改正前の条例の規定により試験、検定、分析、鑑定又は調製加工の依頼を受けているものについては、なお、従前の例による。

鳥取県繭検定所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十三号

鳥取県繭検定所手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県繭検定所手数料条例(昭和二十一年六月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改める。

二 繭鑑定手数料

一件につき 五百円 ただし、繭検定規則(昭和二十八年農林省令第四十八号)第二条に定める項目以外のもので、対千メートル落緒回数、平均繊度、繊度偏差、繊度最大偏差、糸条斑平均点、糸条斑劣等点、大中節、屑物量歩合、死ごもり、繭歩合及び歩掛等については、一項目

ことに、五十円を加算する。

第一条第三号を削り、第四号を第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第二条中「第三号、第五号及び第六号」を「第四号及び第五号」に、「第四号」を「第三号」に改める。

附則

- この条例は、昭和三十五年四月十日から施行する。
- この条例施行の際現に改正前の条例の規定により繭の鑑定の依頼を受けているものについては、なお、従前の例による。

鳥取県土木工事設計監督委託条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十四号

鳥取県土木工事設計監督委託条例の一部を改正する条例

鳥取県土木工事設計監督委託条例(昭和二十三年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第一項一及び二の表の災害復旧工事乗率欄中「三、〇」を「二、五」に改める。  
 「二、五」を「二、〇」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県管住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十五号

鳥取県管住宅管理条例の一部を改正する条例

鳥取県管住宅管理条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。  
 別表の第二種県管住宅中

二十九年馬場町	鳥取市馬場町特殊耐火一、六四〇円
---------	------------------

二十九年馬場町	鳥取市馬場町特殊耐火一、六四〇円
三十四年湖山町	鳥取市湖山町簡易耐火一、五六〇円
三十四年清水	水境港市外江町簡易耐火一、五八〇円

を

附則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十六号

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例

県立学校授業料徴収条例(昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「生徒児童」を「児童及び生徒」に改める。  
 第二条第二項を次のように改める。

2 非常災害その他特別の事由により、学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒に対しては、授業料の全部又は一部を減免することができる。

第三条第一項ただし書中「八月分は九月五日までとする。」を「八月分は九月十日までとし、授業料の納付期限以後に入学、転学又は復学した者の当該月分の授業料は、その月の末日までに納付しなければならない。」に改め、同条第三項中

区分	納付額	納付時期
第一期分	四千元	四月十日まで
第二期分	三千元	七月十日まで
第三期分	三千元	十月十日まで

を

区分	納付額	納付期限
第一期分	五千元	四月三十日以後に入学、転学又は復学した者については、その事実の生じた日の属する月の末日とする。
第二期分	五千元	九月十日

に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 月又は期中途に入学、転学、休学、復学又は退学した者は、その月分又は期分の授業料を納付しなければならない。ただし、休学が月の全部若しくは期の全部にわたるとき又は県内の県立高等学校相互の転学の場合において、転学前の学校でその月分若しくは期分の授業料をすでに納付しているときは、この限りでない。

第五条中「納期後」を「納付期限以後」に改める。  
 第六条第一項中「納期後」を「納付期限以後」に改め、同条第二項中「授業料を追徴しない。」を「第三条及び第四条の規定にかかわらず、授業料は、これを徴収しな

い。」に改める。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条 通信教育受講中の生徒が定時制の課程における教科科目を併修する場合の授業料の年額は、第二条第一項の規定にかかわらず、鳥取県通信教育受講料徴収条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第三十号)第二条に規定する一単位当りの受講料年額にその者の定時制課程における履修単位を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する授業料は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、五月三十一日までにその年額を納付しなければならない。

第八条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十七号

鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県通信教育受講料徴収条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「別表のとおりとする。」を「、履修教科科目一単位につき七十円とする。」に改め、同条に次の一項を加える。

2 非常災害その他特別の事由により、学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒に対しては、受講料の全部又は一部を減免することができる。

第三条中「五月一日」を「五月三十一日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、受講料の納付期限以後に入学、転学若しくは復学し、又は履修教科科目を追加した者の受講料は、その事実の生じた日の属する月の末日までに納付しなければならない。

第四条中「納期後」を「納付期限以後」に改める。  
第五条第二項中「受講料を追徴しない。」を「第三条の規定にかかわらず、受講料は、これを徴収しない。」に改める。

第六条第一項ただし書中「県内の学校」を「県内の県立高等学校」に改め、同条第二項を削る。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条 削除

第八条 県内の県立高等学校の定時制課程に在学する生徒が通信教育を併修する場合の受講料の年額は、第二条に規定する受講料の半額とする。  
別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県軍歴証明手数料条例をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十八号

鳥取県軍歴証明手数料条例

(手数料の徴収)

第一条 県が特定の個人のために行なう旧軍人軍属の履歴に関する証明については、この条例の定めるところにより軍歴証明手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、一件につき百円とする。

(手数料の減免)

第三条 知事は、生活困窮者その他特別の事情があると認められる者については、前条の規定にかかわらず、これを減免することができる。

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職業訓練審議会設置条例をここに公布する。  
昭和三十五年四月一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県条例第十九号

鳥取県職業訓練審議会設置条例

(設置)

第一条 職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第三十二条第一項の規定に基づき、鳥取県職業訓練審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、職業訓練計画その他職業訓練に関する重要事項を調査審議するものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員七人以内をもつて組織する。

2 委員は、労働者、事業主、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱又は任命する。  
(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることが出来る。

(会長の選出及び権限)

第五条 審議会に会長を置く。

2 会長は、学識経験者である委員のうちから、委員が選出する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に

関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県農業改良資金債務保証積立金の設置及び管理に関する条例をここに公布する。  
昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十号

鳥取県農業改良資金債務保証積立金の設置

及び管理に関する条例

(趣旨)

第一条 県は、農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号。以下「法」という。)第十九条の規定による基金を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八条第二項の規定による積立金(以下「積立金」という。)として設置し、及び管理するものとする。

(積立金の造成)

第二条 積立金は、法第三条第一項第二号の規定による保証債務(以下「保証債務」という。)の弁済金の財源に充てることを目的とする一般会計からの繰入金及び保証債務の弁済金の財源に充てることを条件として法第三条第一項の規定により交付された補助金並びに法第十八条の規定によつて設けられた特別会計からの繰入金をもつて造成するものとする。

2 保証債務の弁済により得た求償権の行使により取得した金額は、これを積立金に繰り入れるものとする。

(運用)

第三条 積立金は、知事が別に定める金融機関に預託するものとし、県が負担する保証債務の弁済金に充てるために支出するほか、他に運用しないものとする。

(利子収入)

第四条 積立金から生ずる収入は、これを積立金に繰り入れないものとし、法第三条第一項第二号の保証にかかる貸付金の利子補給財源又は法第三条の事業を行な

うための管理指導費に充てるものとする。  
附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県生乳取引調停審議会設置条例をここに公布す  
る。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

鳥取県生乳取引調停審議会設置条例

酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)第二十  
六条の二第二項の規定により、生乳等取引契約にかかる  
紛争の調停に関する重要事項を調査審議するため鳥取県  
生乳取引調停審議会を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県水産製品検査条例をここに公布する。  
昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十二号

鳥取県水産製品検査条例

(目的)

第一条 この条例は、水産製品を検査することによつて、  
その品質の改善、生産の合理化、取引の單純公正化及  
び消費の合理化を図り、もつて水産業の振興に寄与す  
ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「水産製品」とは、別表第一に掲げ  
るものをいう。

2 この条例で「規格」とは、農林物資規格法(昭和二十  
五年法律第七十五号。以下「法」という。)第二  
条第二項の規定による日本農林規格及び第三条の規定  
により知事が制定した規格をいう。

(規格の制定)

第三条 知事は、日本農林規格に定めのない水産製品に  
ついて、その種類ごとに規格を制定する。

2 知事は、前項の規定により規格を制定したときは、  
これを告示しなければならない。

(検査)

第四条 知事は、生産者その他の者から申請があつたと  
きは、規格に従つて検査を行なうものとする。

2 知事は、前項の規定により検査を行なつたときは、  
法第十六条第二項及び規則の定めるところにより、当  
該水産製品の包装又は容器に規格により検査をしたこ  
とを示す証票又は証印(以下「証票等」という。)を  
附するものとする。

(検査の申請)

第五条 検査を受けようとする者は、規則の定めるとこ  
ろにより、知事に申請しなければならない。

(量目及び荷造標準)

第六条 検査を受けようとする者は、規則に定める量目  
及び荷造標準によつて、当該水産製品を包装しなけれ

ばならない。ただし、知事が認めたときは、この限り  
でない。

(検査実施の場所)

第七条 検査は、水産製品の製造場その他その現在する  
場所において行なう。ただし、知事は、必要があると  
認めたときは、検査を受けるべき場所を指示すること  
ができる。

(検査員)

第八条 検査は、知事が任命した者(以下「検査員」と  
いう。)が、これを行なう。

2 検査員は、検査を行なう際別記様式の証明書を携帯  
し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなけ  
ればならない。

(検査の立会)

第九条 検査を受ける者又はその代理人は、検査に立ち  
会い、検査員の指示に従わなければならない。

(証票等類似物の使用禁止)

第十条 国、地方公共団体及び法第二条第三項に規定す

登録格付機関以外の者は、証票等に類似したものを、水産製品又はその包装若しくは容器に附してはならない。

(包装材料等の再使用制限)

第十一条 証票等の附してある包装材料又は容器は、その証票等をまつ消した後でなければ、再び水産製品の包装材料又は容器として使用してはならない。

(有効期間の設定)

第十二条 知事は、第四条の規定により検査した場合に附する証印の有効期間を定めることができる。

(検査手数料)

第十三条 検査を受けようとする者は、別表第二に掲げる検査手数料を納付しなければならない。

(罰則)

第十四条 第十条又は第十一条の規定に違反した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

附則

この条例施行の期日は、公布の日から起算して九十日

をこえない期間内において、知事がこれを定める。

別表第一

一 魚類乾製品

イ いわし

1 丸乾いわし

2 開乾いわし

3 煮乾いわし

ロ あじ

1 丸乾あじ

2 開乾あじ

3 煮乾あじ

ハ さば

1 開乾さば

2 煮乾さば

二 魚類塩蔵品

イ 塩蔵いわし

ロ 塩蔵さば

三 海藻製品

乾てんぐさ、乾おご、乾えご

四 水産動物油

イ 魚油(いか油を含む。)

ロ 粗肝油

五 水産肥飼料

イ 魚粕、魚荒粕

ロ 魚雑肥

別表第二

品名	単位	金額
一 魚類乾製品	四キログラムごとに	二円
二 魚類塩蔵品	四キログラムごとに	一円
三 海藻製品	四〇キログラムごとに	一〇円
四 水産動物油	一六キログラムごとに	八円
五 水産肥飼料	四キログラムごとに	一円

(備考)

一 単位未満の端数を生じたときは、それぞれ一単位として計算するものとする。

別記様式

表

←5.5センチメートル→

第 号 職 氏名

昭和 年 月 日 交付

鳥 取 県 印

鳥取県水産製品検査員証

裏

注意事項

- 一 検査を行なうときは、この証明書を必ず携帯しなければならない。
- 二 関係人の請求があつたときは、この証明書を提示しなければならない。
- 三 この証明書は、他人に貸与したり、又は訂正をしてはならない。

紙質

白色厚紙

規則

鳥取県耕地整理会計規程等を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十三号

鳥取県耕地整理会計規程等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

鳥取県耕地整理会計規程(大正二年十月鳥取県令第三十五号)

耕地整理施行耕地整理組合ノ認可申請ニ関スル件(大正二年十月鳥取県令第三十六号)

古墳類ニ関スル規程(大正四年二月鳥取県令第五号)

教育資金使用ニ関スル規程(大正四年十月鳥取県令第四十四号)

衛生事務奨励規程(大正六年二月鳥取県令第四号)

学校医ノ設置並給与規程(大正十一年四月鳥取県令第

二十二号)

住宅資金貸付規程(大正十二年六月鳥取県令第三十五号)

水道取締規則(昭和七年十月鳥取県令第四十六号)

土地区画整理ニ関シ耕地整理ニ関スル規程准用ノ件(昭和七年十一月鳥取県令第五十号)

乳幼児体力検査規程(昭和十七年九月鳥取県令第六十七号)

七号)

農地障害木取締規則(昭和十八年十一月鳥取県令第六十五号)

猟銃届出規則(昭和十九年四月鳥取県令第二十八号)

鳥取県物産斡旋所規則(昭和二十二年十二月鳥取県規則第四十六号)

鳥取県建築代理業条例施行細則(昭和二十六年二月鳥取県規則第八号)

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会規則(昭和二十六年九月鳥取県規則第六十四号)

鳥取県八頭厚生寮管理規程(昭和二十八年七月鳥取県

規則第五十一号)

鳥取県飼料取締条例施行規則(昭和二十九年四月鳥取

県規則第十七号)

農業施設資金の融通に関する規則(昭和三十年六月鳥取県規則第三十四号)

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(昭和三十一年三月鳥取県規則第十号)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百七十七号

次に掲げる訓令等は、廃止する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

衛生ニ関シ調製備付スヘキ事項及書式(明治三十一年八月鳥取県訓令第七十九号)

県費支弁ニ係ル河港道路橋梁等破損ノ場合通報方(明治三十四年七月鳥取県訓令第四十六号)

不動産又ハ船舶所有者ヨリ登記所ニ差出スヘキ印鑑取扱手続(明治四十一年十月鳥取県訓令第六十七号)

鳥取県耕地整理会計第一号様式収支予算書第二号様式収支決算書記載例(大正三年五月鳥取県訓令第二十五号)

災害異変ニ依リ堤防、道路、橋梁、港湾ノ破壊、流失、埋没其ノ他異常アリタルトキ其ノ状況報告方(大正五年五月鳥取県訓令第二十五号)

統計ニ関スル心得方(大正五年六月鳥取県訓令第二十九号)

鳥取県学校衛生主事事務職規程(大正八年一月鳥取県訓令第三号)

学校医職務規程細則(大正十一年十月鳥取県訓令甲第二十号)

人口動態調査票取扱期限(大正十一年十二月鳥取県訓令甲第二十三号)

官吏其他吏員職員等休暇ノ件(大正十三年七月鳥取県

訓令乙第百一号)  
 市町村衛生事務報告規程(昭和二年一月鳥取県訓令甲第二号)  
 鳥取県市町村統計事務處理規程(昭和二年一月鳥取県訓令甲第五号)  
 統計事務成績者表彰規程(昭和二年六月鳥取県訓令甲第二十三号)  
 旅費其ノ他出張中ニ要シタル諸費請求手續(昭和三年二月庁訓第五号)  
 菜種種子配付規程(昭和六年七月鳥取県告示第二百五十四号)  
 境港務所員服制(昭和七年二月鳥取県告示第四十一号)  
 桑園緑肥奨励金交付規程(昭和七年九月鳥取県告示第三百九十二号)  
 明治四十二年農商務省告示第四百七号ヲ土地区画整理ニ関シ準用ノ件(昭和七年十一月鳥取県告示第四百八十一号)

守衛ニ関スル規程(昭和八年九月庁訓第五号)  
 寄生虫予防法施行手續(昭和九年十月鳥取県訓令甲第十五号)  
 「トラホーム」予防法施行細則取扱手續(昭和十二年十一月鳥取県訓令甲第二十号)  
 漁業用無線普及補助金交付規程(昭和十六年八月鳥取県告示第六百五十四号)  
 根瘤菌配付規程(昭和十九年五月鳥取県告示第三百六十六号)  
 蚕糸業経営改善施設補助規程(昭和二十一年十一月鳥取県告示第四百八十五号)  
 鳥取県港灣修築事務所事務規程(昭和二十二年七月鳥取県訓令甲第十六号)  
 森林害虫防除施設補助規程(昭和二十二年八月鳥取県告示第三百四十七号)  
 漁業生産奨励施設補助要綱(昭和二十三年九月鳥取県告示第四百三十四号)  
 鳥取県庁職員就業規則(昭和二十四年四月庁訓第三号)

鳥取県種兔場指定要綱(昭和二十四年二月鳥取県告示第五十三号)  
 農作物、蚕繭並ニ家畜災害防除対策要綱(昭和二十四年四月鳥取県告示第九十五号)  
 鳥取県木工業振興対策審議会規程(昭和二十四年五月鳥取県告示第二百四十三号)  
 早害恒久施設事業補助要項(昭和二十四年七月鳥取県告示第三百四十八号)  
 鳥取県中小企業振興資金特別融資積立金制度要綱(昭和二十四年十二月鳥取県告示第七百十八号)  
 鳥取県中小企業振興資金融資委員会規程(昭和二十四年十二月鳥取県告示第七百十九号)  
 鳥取県有害鳥獸駆除奨励金交付要綱(昭和二十五年二月鳥取県告示第七十六号)  
 貨取渡船場設置(昭和二十五年四月鳥取県告示第七百七十七号)  
 農業倉庫施設補助要綱(昭和二十五年四月鳥取県告示第二百三十三号)

鳥取県林業経営指導員資格認定要綱(昭和二十五年七月鳥取県告示第三百六十五号)  
 農稅事務所長において専決し得る事項(昭和二十五年八月鳥取県訓令甲第十八号)  
 いぐさ製品の検査規程(昭和二十五年八月鳥取県告示第四百四十号)  
 土地改良関係(農地等の交換分合)施設補助金交付規程(昭和二十五年九月鳥取県告示第四百八十号)  
 鳥取県林業施業区林業経営指導員の駐在所及び所轄区域(昭和二十五年十二月鳥取県告示第五百九十一号)  
 鳥取県私立各種学校設置認可基準(昭和二十六年一月鳥取県告示第三十一号)  
 鳥取県農業綜合研究所設置(昭和二十六年五月鳥取県告示第二百二十三号)  
 検定用繭採取立会についての要項(昭和二十六年六月鳥取県告示第二百五十一号)  
 鳥取県木材工業指導所処務規程(昭和二十六年六月鳥取県訓令甲第十号)

鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会審査規程(昭和二十六年九月鳥取県告示第四百三十七号)  
 県営冷水温障害防止施設事業委託要項(昭和二十七年三月鳥取県告示第三百三十八号)  
 自作農創設維持助成費交付規程(昭和二十七年七月鳥取県告示第三百六十一号)  
 開拓地営農指導施設補助金交付規程(昭和二十七年十二月鳥取県告示第五百五十三号)  
 自作農創設特別措置特別会計施設費交付要領(昭和二十八年一月鳥取県告示第四号)  
 農地調整関係事務委託要綱(昭和二十八年三月鳥取県告示第四百十三号)  
 農作物風水害応急対策費補助金交付規程(昭和二十八年十月鳥取県告示第四百四十九号)  
 鳥取県水源林造成事業施行要綱(昭和二十八年十月鳥取県告示第四百五十四号)  
 農村振興総合施設補助金交付規程(昭和二十八年十月鳥取県告示第四百六十五号)

た、被害調査用養児飼育施設補助金交付規程(昭和二十九年七月鳥取県告示第三百七十九号)  
 サイロ設置事業資金利子補助要綱(昭和二十九年十月鳥取県告示第四百九十八号)  
 飼料自給経営施設設置事業補助要綱(昭和三十年四月鳥取県告示第四百七十三号)  
 中型機船底曳網漁業新漁場開発試験操業費補助金交付規程(昭和三十年十月鳥取県告示第四百九十号)  
 小売販売業者甲の事業区域ならびに最低登録保有数(昭和三十三年三月鳥取県告示第二百二号)  
 小売販売業者甲の事業区域の指定(昭和三十三年三月鳥取県告示第二百二十号)  
 鳥取県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金交付要綱(昭和三十三年九月鳥取県告示第四百三十二号)

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所